

## 令和元年第2回浜松市議会定例会会議録（抜粋）

令和元年6月13日（木）

### ◎波多野亘議員（自由民主党浜松） 代表質問

○40番（波多野 亘） 3つ目の質問は、区再編について伺います。

私たちの統一地方選挙とあわせて、区の再編に関する住民投票が行われました。本市における住民投票は初の試みです。この住民投票に無効投票も合わせ36万256人の方が投票され、成立要件である投票率50%を超え、住民投票は成立いたしました。数字の見方は、思惑に合わせればそれなりにさまざまあると思いますが、特別委員会での議論としたいと思います。

そして、区の再編に関する住民投票条例第17条では、市長及び市議会は、住民投票の結果を尊重しなければならないとなっています。そこで、以下3点について伺います。

1点目として、住民投票の総括が必要と思いますが、その考えを鈴木市長に伺います。

2点目として、この住民投票の結果を受けて、区再編と今後の進め方の考えを鈴木市長に伺います。また、令和3年1月1日の再編の考えについても伺います。もともとの工程表では、令和2年1月1日であったと思いますが、令和2年に何があるのでしょうか。

3点目として、区再編により解決するとした区制度の課題未対応事項や、自治会からの不満や意見・要望についての対応の考えを鈴木副市長に伺います。

○市長（鈴木康友） 1点目の住民投票の総括と2点目の今後の進め方、そして令和3年1月1日の再編に関する考え方については、関連がございますので一括してお答えをいたします。

本年4月7日に実施された区の再編に関する住民投票は、投票率が55.61%となり、住民投票条例に定める要件を満たし、成立をいたしました。開票の結果、3区案での区の再編を令和3年1月1日までにを行うことについての賛否を問う設問1については、賛成13万2249票、反対19万351票となり、反対が多数となりました。

設問1で反対と答えた方を対象に、3区案以外による区の再編を令和3年1月1日までにを行うことについての賛否を問う設問2は、賛成3万1722票、反対15万8629票となりました。

令和3年1月1日を期限とした区の再編への賛否については、設問1の賛成票と設問1には反対だが設問2には賛成という票の合計が16万3971票であるのに対し、設問1にも設問2にも反対の票が15万8629票となり、賛成がわずかに上回ったものの賛否が拮抗する結果となりました。

こうしたことから2つの設問を通じて示された、令和3年1月1日までに再編すべきであるという市民の皆様の意思は一つの目安として尊重すべきものであると考えております。

このような住民投票の結果を踏まえ、区再編につきましては、引き続き実現に向け取り組んでまいりたいと考えております。住民投票の総括につきましては、特別委員会で分析内容を議論していただくことで一定の結論を得ることとあわせて、行政区再編に係る今後の議論の方向性を御協議いただけるものと考えております。

○副市長（鈴木伸幸） 3点目、区再編により解決するとした課題や、自治会からの要望等への対応に関する考え方についてお答えいたします。

住民投票の結果、令和3年1月1日までの区再編への賛否が拮抗していることを踏まえると、令和3年1月1日という再編時期は引き続き一つの目安になると捉えております。そのため、現時点では現行

区制度における課題解決に向けた対応については、区再編と切り離さず、区再編とあわせて課題解決を図ることとしております。

自治会の意見・要望等への対応ですが、行政連絡業務は自治会の負担が大きいことから、こうした認識を持って地域特性に見合った形での委託料の見直しを行い、全市的にもベースアップとなるよう改定を行ったところでございます。今後もコミュニティ担当職員を初め、案件に関係する職員が真摯に耳を傾け、これまでと同様に必要な対応をまいります。

また、昨年、私も出席した地区自治会連合会を対象とした区再編に関する説明会において、自分の中学校区には協働センターがないといった御意見もいただいておりますが、協働センターの配置は、区再編の議論を踏まえて検討すべきものと考えております。場合によっては、区再編案の地域委員会において地域づくりの拠点のあり方などを地域で御議論いただき、集約された意見や要望を踏まえて検討していくことも考えられます。

**○40番（波多野 亘）** ただいまの答弁に関しまして、鈴木市長に1点、鈴木副市長に3点、再質問をさせていただきたいと思っております。

区の再編に関する住民投票の2つの設問を通じて示された令和3年1月1日までに再編するべきであるという市民の皆様のご意見は、一つの目安として尊重すべきものと回答されましたが、では、15万8629票の設問1と2両方とも再編に反対とした、拮抗するほぼ半数の市民の皆様のご意見をどう認識しているのか、再編すべきであるという市民の皆様のご意見と同様に、一つの目安として尊重すべきものであると当然考えていると思っておりますが、市長に認識を確認します。

そして、課題解決に向けた対応について、現時点では区再編と切り離さずとの回答でしたが、令和3年1月1日の再編ができない、すなわち逆算すると、来年令和2年5月定例会での条例制定が見通せなくなったときには、課題解決に向けた対応を検討・実行していくのか。また、同じく地域委員会も区の再編前提であることから、協働センターの配置の検討も令和2年5月定例会の条例制定が見通せないと判断した場合は、それ以降検討していくのか。また、なぜパッケージで解決しようと考えているのか、鈴木副市長に伺います。

**○市長（鈴木康友）** 住民投票の結果の、また反対票がほぼ半数近かったということについての認識を問う御質問かと思っておりますが、先ほども申し上げましたとおり、今回、結果が拮抗しているというのが我々の認識でございますので、当然拮抗というのは賛成とあわせて反対も相当程度あったということは認識をしておりますので、それを踏まえて、今後、議会でも御議論いただきますし、私どもも議会と調整しながら進めていきたいということでございますので、そういう認識を持っているということでございます。

**○副市長（鈴木伸幸）** 1点目の現行区制度における課題解決、そして2点目の協働センターの配置につきましても、あわせてお答えをいたします。

今現時点で開催をされております特別委員会での協議を踏まえるべきと考えておりますが、もしこの特別委員会での結論、結果が区の再編が必要ないというようなまとまりになれば、これとは切り離して単独個別課題として検討をし、対応をしていくものと考えております。

それから、3点目のなぜという理由でございますけれども、やはりベースとなる区の再編等が予定されれば、それにあわせて協働センターの配置、または区域、それぞれの課題解決をあわせてやるのが合理的であり、手戻りのない効率的な事務作業となるということでございます。

**○40番（波多野 亘）** 最初の答弁の内容では、やはり昨年までの区の再編を確実にしていくんだという意思のもと、全く変わっていない内容であったことについて、私どもは、住民投票の結果を尊重する

というところが反映されているのかというような感想を持ちましたので再質問させていただきましたが、ただいまの市長それから副市長の再質問の答弁では、逆にさまざまそういったことも同じように見ると、特別委員会の議論に委ねていきたいというような理解をさせていただきましたので、少し実は安心をさせていただきました。この区再編の部分での先ほどの当初の、設問1の賛成票と設問1に反対で設問2に賛成の票を合算するというような表現がありましたが、統計学の専門家にも御助言をいただいたということも一部伺っておりますけれども、合算することなく、客観的に考察することが私たち自由民主党浜松は投票結果を尊重することと考えます。合算しようがしまいが、結果はどちらにも大きく振れることなく、拮抗しているということには変わりはないと思っております。

また、再質問でも触れたとおり、拮抗したどちらの意見も尊重しなければなりません。ということは、私ども会派が昨年9月申し上げたように、まだまだ議論が必要である。再編するかしないかは拮抗しているため、再編をどうするのではなく、差し戻して腰を据えて期間にとらわれずに協議を重ね、どちらかに市民の皆さんの意思が傾くまで議論をすることが、投票結果を尊重するということであると認識をしております。

私たちは、前期4年前、区制度のあり方を検討するに当たっても、市民サービスについて検討していく延長線上に区再編があるのならば協議に乗りますと申し上げました。そして、私たちが納得する根拠を示してくれば賛成しますと申し上げました。それは今でも変わっておりませんので、申し添えます。

それから副市長に御答弁をいただいた件ですけれども、私、本当にこの区制度の課題未対応事項については、ちょっと心配でなりません。皆様に配付をさせていただいた資料をごらんください。A3のもので。

これは、昨年の特別委員会で資料要求し、3月の委員会で配付していただいた資料です。平成24年から平成25年にかけて特別委員会で示された資料ですが、1ページ一番下、区を再編すれば解決されるとしている専門職の集約ですが、これは本当に条例改正すれば直ちに解決できるものだと思っております。それがこの平成24年のときから課題として抽出されているにもかかわらず、まだ解決できていないということに本当に危惧を覚えています。できることは、スピーディーに行うべきということ意見をとしてつけておきます。

## ◎平間良明議員（市民クラブ） 代表質問

○37番（平間良明） 質問の1番目として、行政区再編について6点伺います。

行政区再編については、議会において前期に多くの時間と労力をかけて議論を進めてきましたが、4月の統一地方選挙とあわせて本市初となる浜松市区の再編に関する住民投票が実施され、その結果が出ています。住民投票条例の第17条には、市長及び市議会が住民投票の結果を尊重しなければならないとありますが、今後、市長並びに議会はこれを踏まえて、市民の十分な理解のもとで議論を進める必要があります。

そこで、1点目を鈴木市長に、2点目から6点目を内藤企画調整部長に伺います。

1点目は、住民投票の結果について、鈴木市長はどう受けとめているのか伺います。

2点目は、再編実施時期についてですが、住民投票は区の再編を平成33年、元号が変わりまして令和3年1月1日までにを行うことについて設問があり、再編の実施期限についても尊重されるべきと考えますが、見解を伺います。

3点目は、住民投票に関する説明会についてですが、私も幾つかの会場の説明会に出向き、参加者の意見を聞きましたが、総じて参加者が少なかったと感じております。お手元に配付しました参考資料1の左上の写真をごらんください。

これは、天竜壬生ホールの説明会の様子であります。大変空席が多い状況であります。これはほかの会場も同様な状況でした。そこで、住民説明会について、開催場所や開催回数、参加人数、質問内容など、説明会の実施結果についてどのように受けとめているのか伺います。

4点目は、行政区再編に関する市民の誤解の払拭について伺います。

説明会などで市民から出ていた意見として、新3区案では、人口の多いA区、これは中区、東区、西区、南区、北区を1つにしたものですが、そこに予算が集中して、ほかの区と格差が生じるのではないかということや、また、北区では、姫様道中など地域固有の行事がなくなってしまうなどの声が出ておりました。これらは誤解であり、説明に来ていた人への回答はできていますが、住民投票後においてもいまだに同様の意見が市民から出ております。説明会での市民の声に対して答弁した内容を多くの市民に伝え、これらの誤解を払拭する必要があると思っておりますが、今後の対応について伺います。

5点目は、1割を超えた無効票について伺います。

住民投票では、残念ながら、投票数の1割を占める大量の無効票が生じてしまいました。設問1に賛成した人が設問2に記載すると無効票になることなど、条例制定当初から無効票がふえる懸念があり、その対応として、投票用紙への注意書きや有効となる3つの投票パターンの周知などを実施してきました。投票数の1割を占める大量の無効票が生じた結果をどのように受けとめているのか、また無効票になったケースはどのようなものだったのか、その内訳について伺います。

次に、6点目、ICT利活用の取り組みについて伺います。

説明会では、再編をすると区役所が遠くなるとか、区役所から行政センターに移行するとできない行政サービスがあるために反対するとの声もありました。昨今の情報通信技術、いわゆるICTの急速な進化に伴って、国や各自治体では、スマートフォンやパソコンなどの電子機器または人工知能を登載したAIスピーカーを使って、行政サービスの効率化を図る取り組みが進められています。また、市民が市役所に行かなくても、職員側が出向くアウトリーチ対応も検討されています。

ここで、参考資料1をごらんください。

左側の上から2つ目の写真になりますけれども、ICT利活用の取り組みは、ほかの自治体もさまざまな取り組みを行っております。

左の写真は千葉県市川市で取り組んでいる全国初の取り組みとしてLINEを使ったサービスの実証実験ですが、これはLINEで住民票などの交付申請をすることができ、QRコードを使った決済サービスによってスマートフォンなどで費用を決済し、後日、自宅に郵送で住民票が届けられる仕組みであります。この写真は、実際に私のスマートフォンで試した際の画像を載せてあります。市川市では、6月末までの実証実験で使い勝手を検証し、終了後、本格稼働を目指しています。これが実用化すれば、証明書の発行は、区役所はおろかコンビニに行く必要もなく、在宅のまま済ませることができるようになります。

ICTの利活用として、本市においてはAIスピーカーの実証実験を進めています。LINEの右側の横の写真になりますが、実証実験では、休日当番医やパスポートの申請方法などの問い合わせをAIスピーカーが対応するものです。AIスピーカーは特別な操作は必要なく、例えば「アレクサ、休日の当番医を教えてください」などと話しかけるだけで教えてくれますので、スマートフォンやパソコンが苦手な方

でも使えます。また、窓口が時間外の夜間や休日でも、いつでも市民の問い合わせができるようになり、窓口業務の効率化が図られるとともに、丁寧な対応が必要な市民に向き合う時間を確保できるようになります。

このような取り組みのほかに、さらには国が進めているマイナンバー活用による行政サービスの効率化などにより、手続の簡素化や廃止、在宅でのオンライン手続など、市民が来庁しなくてもできる手続がふえ、来庁する機会は減少する方向と認識しており、区役所などの出先機関は少なくとも対応ができると考えています。

そこで、現在本市が進めているICTの利活用の取り組みについて伺います。

**○市長（鈴木康友）** それでは、御質問の1点目、住民投票結果の受けとめについてお答えいたします。

住民投票では、最初に設問1で、令和3年1月1日までに3区案で再編を行うことへの賛否を確認し、有効投票数32万2600票のうち賛成票が41%、反対票が59%となり、反対が多数となりました。また、設問1、2を通じ、令和3年1月1日までに再編を行うことへの賛否を確認したことに対しては、設問1で賛成とした票と設問1には反対したものの設問2には賛成した票を足し合わせると、16万3971票で、有効投票数の50.8%となり、行政区の再編を令和3年1月1日までにを行うことへの賛否は拮抗していると受けとめております。

この結果を踏まえ、引き続き、行政区再編の実現に向け、まずは、特別委員会に住民投票の分析内容を御提示し、行政区再編に係る今後の議論の方向性を御協議いただきたいと考えております。

**○企画調整部長（内藤伸二朗）** 2点目の再編実施期限についてお答えいたします。

投票結果では、令和3年1月1日までに再編を行うことへの賛否が拮抗する中、一定程度の賛成票があったことから、令和3年1月1日までに再編するという市民の皆様の意思についても1つの目安として尊重すべきものであると考えております。

次に、3点目、住民投票の説明会についてでございますが、全市域を対象とした市民説明会を5回、地区自治会連合会を通じた住民説明会等を56回開催し、延べ2598人の皆様に御参加をいただきました。市民説明会の実施に当たりまして、広報はままつ2月号を初め、市公式ツイッターやフェイスブック、市域における回覧など、より多くの市民の皆様に参加していただくための広報に努めてまいりました。

説明会では投票を呼びかけ、行政区再編に係る市民の皆様の意思を正確に投票に反映していただくための投票方法等を説明してまいりました。参加者からは、再編案の人口バランスへの不安を初め、市民サービスの低下に対する懸念、住民投票の設問のわかりにくさなどについての御質問や御意見をいただきました。

4点目の行政区再編に関する市民の誤解の払拭についてお答えいたします。

人口規模の違いによる格差についてでございますが、広く市民を対象とした行政サービスは居住する区にかかわらず提供するものであり、区の人口規模により格差が生じるものではございません。また、御質問にございました姫様道中など地域固有の事業につきましては、再編後も継続していくこととしております。

こうした考え方のもと、今後の協議の状況に応じ、市民の皆様への周知方法について検討し、誤解の払拭に努めてまいります。

5点目の無効投票についてでございますが、投票所入り口でのポスター掲示や投票用紙記載台への記入パターンの掲示などにより、無効投票を減らすよう広報してまいりました。投票用紙の記入方式の違いはございますが、同日に実施された市長選挙の無効投票率1.56%に比べ住民投票では10.45%と多数

の無効投票が生じました。これは、設問の複雑さや投票方法に関する周知がなお不足していたことなどによるものと考えております。

条例に規定された無効投票の理由別では、点字投票を除く無効投票3万7640票のうち、設問1で賛成に丸を記入し、ここで記入を終了すべきところ、設問2の選択肢に丸を記入したものが2万307票で、全体の54%でした。このほか白紙投票が5601票、設問1で反対に丸を記入し、設問2の選択肢に進むべきところ、設問2に何も記入しなかったものが5553票ございました。これら3つの理由が無効投票の約8割を占めております。

次に、6点目、ICT利活用の取り組みについてでございますが、再編後の行政サービス提供体制については、再編後に廃止するとした区役所庁舎において市民の皆様が頻繁に利用するサービスを引き続き提供することや福祉分野での相談、申請などに係るアウトリーチ、保健分野での子供から高齢者までを対象とする保健師による訪問サービスの提供等も提案してきたところでございます。

御質問にございました情報通信技術の進展に伴う来庁によらないサービス提供については、現在は、各種申請業務のサービス提供は業務端末の設置場所に限定されておりますが、場所にとらわれず、無線通信で運用する技術の実用化のめどが立ったところです。

将来を見据えた行政サービス提供体制の構築に向けては、こうした技術を活用し、中山間地域など条件不利地域に職員が出向き各種申請の出張受け付けを行うことや、AIスピーカーを活用し、音声による行政案内を行うことなどを検討し、さらなる利便性の向上に努めてまいります。

**○37番（平間良明）** 意見・提言を申し上げます。

行政区の再編についてですが、これから特別委員会で協議をしていくわけですが、今回の住民投票により行政区再編に対する市民の関心は少し高まったと思いますが、理解についてはまだ進んでいないと思います。住民投票結果の分析についてはさまざまな受けとめがあると思いますが、市民にこれまでの議論が十分に伝わっていないことを私たちは反省する必要があると思います。それは、当初工程表で示していた市民アンケートや最終案のパブリックコメントなどが実施できなかったことも影響していると考えます。

今後においては、議論の経過を伝えながら、十分な理解のもと進める必要があると考えます。市民クラブも広報に努めたいと思っております。

また、住民投票では10.45%、3万7640票もの多くの票が無効になりました。そして、その無効となった理由の半分以上は当初から懸念していたとおり、設問1に賛成した方が設問2に記入したものでした。賛否が拮抗しているという結果の中、市民の意思が正しく反映されず無効となってしまったことは、当局と議会双方が大いに反省する必要がある、今後に生かさなければなりません。

行政サービスの効率化についてですが、紹介した先進事例を含め、ICTの利活用などにより市民が在宅のままサービスが受けられるようになっていくと認識しています。区役所が遠くなると困るという声がありますが、これらの技術を積極的に取り入れて、区役所に行かなくても行政サービスが受けられる体制を早急につくるべきだと思います。

もともと旧浜松市では、旧公民館や市民サービスセンターなど、身近な場所で行政サービスを受けられる環境の中、政令市には区が必置条件であったため、区役所を設置した経過があります。行かなくなる施設にどれだけの経費をかけるのか、この点も考慮して議論を進めたいと思います。

**◎関イチロー議員（創造浜松） 代表質問**

**○36 番（関 イチロー）** 区制度の検討、区再編については、本年4月、地方統一選挙と同時に行われた住民投票は本市初めての試みでした。その結果は何とも言えぬ非常に微妙であり、その議論は現在、特別委員会に委ねられています。投票用紙に記載の平成33年1月1日も含め今期4年間のタイムスケジュールと、持続可能な都市であり続けるための行政経営、行財政改革の必要性について伺います。

**○市長（鈴木康友）** 区制度の検討についてお答えをいたします。

タイムスケジュールについてでございますが、投票の結果、令和3年1月1日までに再編を行うことへの賛成が半数を超えたことから、市民の皆様の意思としてしっかりと尊重し、一つの目安として、市議会と協議を進めてまいりたいと考えております。

本市はこれまで、社会経済情勢の変化に対応し、将来にわたる持続可能な都市経営の実現を目指し、徹底した資源配分や事業の見直しなど不断の行財政改革に取り組んでまいりました。

今後、人口減少、少子・高齢化が本格化する中、将来を見据え、時代の変化に合わせた柔軟で効率的な組織運営と住民サービスの向上の両方を実現するために、区の再編が必要であると考えております。

**○36 番（関 イチロー）** 区制度の検討、区の再編については、当局の姿勢は理解できました。また、市民の多くの方は7つの区は多いと考えていらっしゃると思っています。では、その区の再編をするときの条件や時期はどのようなものなのか、さらには、どのような再編の形がよいのかは今後議論をし、検討することになります。

**◎松下正行議員（公明党） 代表質問**

**○33 番（松下正行）** それでは、区の再編についてです。

本市では、初の住民投票が統一地方選と同時に行われました。特に区再編対したものであり、一定の市民の意思が示され、当局案の3区案はおおむね否定されたのではないかと判断できますが、総体的には区再編について前向きな市民と現状維持を支持する市民が拮抗していると判断できる結果となったのではないかと考えます。やはり市民の考えは多種多様で、今後の対応は慎重に進めるべきと考えます。しかし、数年の議論を経て住民投票まで実施した今、一定の期間の中での結論は出さなければいけないとも考えられるところであります。

そこで、市当局は今回の住民投票の結果についてどのような総括をしているか、また、今後の進め方についての考えを鈴木市長に伺います。

**○市長（鈴木康友）** それでは、区の再編についてお答えをいたします。

住民投票の結果の総括でございますが、設問1で「賛成」と答えた人の割合が41%、「反対」と答えた人の割合が59%となり、令和3年1月1日までに3区案で再編を行うことについては、反対が多数となりました。

また、設問1、2を通じて、令和3年1月1日までに区の再編を行うことについて市民の皆様の意思を確認した結果は、設問1で賛成した票と設問1に反対で設問2に賛成した票の合計が50.8%となり、賛成が反対をわずかに上回ったものの、賛否は拮抗しております。

今後の進め方につきましては、令和3年1月1日までに再編すべきであるという市民の皆様の意思が半数を超えたことを踏まえ、特別委員会において住民投票の結果の分析をお示しし、御協議いただきたいと考えております。

**○33番（松下正行）** 意見であります。

行政区再編についてでありますけれども、行政区再編については長年議論をし、住民投票を行い、市民を巻き込み、市民に問うたわけでございます。やはりその経緯は無視できないわけでございます。質問でも触れましたが、特別委員会の議論のあり方として、一定の期間の中での結論は出すということを共有するところから始めるべきではないかと考えます。慎重審議は重要ですが、かといって、いたずらに時間をかけることについては余り得策ではないかというふうに考えます。

**◎小黒啓子議員（日本共産党浜松市議団） 代表質問**

**○9番（小黒啓子）** 区の再編に関します住民投票の結果について、4点にわたり市長に伺います。

行政区再編の是非を問う住民投票が実施された結果、市長が最終案として提案いたしました3区案、反対が19万351票、賛成は13万2249票となりまして、明らかに市長が最終案として提示した3区案は、反対という民意が示されております。条例では、市長及び議会は結果を尊重しなければならないと規定されておりますので、以下、住民投票の結果について市長の見解をお伺いいたします。

1点目は、3区案への市民の意思をどう見るかということです。今回の住民投票の結果、市長が最終案として提起しました3区案、2021年1月1日までに現在の7区を浜北区と天竜区を残して、残り5区を合区して3区にするその再編案は、市民から明確な反対の意思表示がされまして、これが民意そのものだと考えますが、市長の見解を伺います。

2点目は、想像を上回る無効投票について伺います。

市民クラブの質問にもありましたが、無効投票が10.45%を占めました。これほど多くの無効票を生み出した要因には、複雑で難解な投票形式の問題や市長選、市議会議員選挙と同時に実施された今回の住民投票そのものへの批判があると考えますが、なぜこんなにも無効投票が出てしまったのか、市長はどのようにお考えになっているか伺います。

3点目は、今後の行政区再編に関します市長の基本姿勢を伺います。

そして4点目として、2021年1月1日までに再編をすることでございました基本方針は白紙に戻ったと思っておりますけれども、市長はどのように考えていらっしゃるかお聞きをして、ここで分割をいたします。

**○市長（鈴木康友）** 1点目、3区案への市民の意思についてお答えをいたします。

住民投票により示された民意につきましては、令和3年1月1日までに3区案で再編を行うことについては、反対が賛成を上回りましたが、令和3年1月1日までに再編を行うことへの賛否は拮抗していると考えております。

次に2点目、無効投票についてでございますが、市民の皆様の意思を正確に投票に反映していただくため説明会を開催するとともに、広報はままつや投票用紙の記入パターンを記載した啓発チラシの全戸配付やホームページへ動画を掲載するなど、さまざまな媒体を活用し、周知に努めてまいりました。議会との調整の中で2段階方式の設問といたしましたでしたが、設問1に反対とした人のみ設問2に進む点などについて、説明会ではわかりにくさを指摘する声を多くいただいたことから、設問の複雑さが、無効が多くなった要因の一つであると認識しております。

また、住民投票そのものへの批判についてでございますが、住民投票は法に基づくものではなく、条例の規定に基づいて市民の意思を確認するために実施したものであり、こうした条例の規定が投票人の自由意思による投票や投票運動の制限に直ちに結びつくものではないと認識しております。



次に3点目、区再編の姿勢についてでございますが、区再編につきましては、4期目の市長就任に当たり、市民の皆様にお約束をした「やりますリスト」に掲げており、実現に向け議会と丁寧に議論を積み上げてまいりたいと考えております。

次に4点目、基本方針についてでございますが、投票結果では、令和3年1月1日までに再編を行うことへの賛成が設問1と設問2を合わせて50%を超えていることから、令和3年1月1日までを期限とすることが一つの目安となるものであり、白紙に戻ったとは考えておりません。

**○9番（小黒啓子）** 住民投票ですが、きょうお配りいたしました住民投票結果、この数字が羅列しておりますこれは今回の住民投票の結果を投票数、そしてまた有効投票数をもとにしました構成比、パーセントであらわしました。パーセントの比率のほうは、下段、濃い字のほうを見ていただきたいと思います。この中では、一番初めの左側に設問1、3区案賛成、3区案は賛成です、このままでいいですよという方は41%です。そして右に移っていただきまして、設問1で3区案には反対、だけど再編することには賛成ですよという人は真ん中あたりで9.8%です。そしてその隣は3区案も反対、再編することも反対ですって言っている方は49.2%です。

市長の先ほどのいろいろな御意見の中では、あれこれつけて合わせれば拮抗しているというお話でしたけれども、7区のままでいいという人は49.2%、3区案、そのままでいいという人は41%、その他7区案以外、3区案以外、8区案、9区案、1区案、2区案もあるかもしれませんが9.8%、もうこの数字を見れば明らかに市民の答えは明白だと思うんですね。そこのところ市長のお考え、もう一度、これとこれを足せばというようなことですが、どうかなと思います。本当に市民の意思を酌んだ住民投票として受けとるならば、この数字を正面から見ていただきたい。それについてどう思うか伺います。

そして期日です。再来年の1月1日までを期限とする基本方針、ここは市民の民意で承認されたというわけではありませぬので、素直に見直す、なぜ再来年の1月1日にこだわるのか根拠はないと思いませんけれども、そのお考えを伺い、再質問いたします。

**○市長（鈴木康友）** 住民投票でございますけれども、これはもう先ほどから何度もお答えをしておりますとおり、1問目に反対で2問目に賛成というのと3区案に賛成と、3区案に賛成というのは基本的に再編を前提としておりますので、これを足したものが50%を超えておるという認識に変わりはありません。

期日につきましては、これはやはり期日を定めない政策はございませんので、一つの目安として、令和3年1月1日を目途にこの区の再編に取り組むということについても、それを明記した上で住民の皆さんに意思を確認したものでございますので、この期日は重要なものであると認識をしております。

**○9番（小黒啓子）** 住民投票については正面から見てください。

とにかく7区、これでいいという方、その方の意見もしっかりと見ていただくということを強く言うておきます。